

## ② 特定健康診査受診券利用編

ベネフィット・ワン「ハピルス健診」を受診されない場合は、

「特定健康診査受診券」を利用し、

かかりつけの病院や近くの病院で特定健診を受診してください。

### 特定健康診査受診券を利用できる実施施設の検索

①「健保連特定健診システム」にアクセスして『パスワード入力画面』ボタンをクリック

特定健診等実施施設検索システム

検索



②「ご加入の健康保険組合」 → 『シャープ』と入力

「保険者番号」 → 『06271779』と入力し検索画面に入る

※ 特例退職の方も、『06271779』と入力して下さい

○ 『06271779』

× 『63271779』

「希望する条件」の「契約タイプ」 → 「Aタイプ / Bタイプ」にチェック

### ■ご注意ください■

・ 特定健康診査受診券を利用すると、ベネフィット・ワン「ハピルス健診」はご利用いただけません。

重複受診が判明した場合は、ベネフィット・ワン「ハピルス健診」の受診に係る費用を被保険者に請求させていただきます。

・ 75歳の誕生日以降は、ご利用いただけません。

・ 受診日当日に、シャープ健康保険組合の資格がない方は、ご利用いただけません。  
(資格喪失後の受診の場合は、受診に係る費用を被保険者に請求させていただきます。)